

総合評価方式の主な改正内容について

(R 6 年 6 月)

○改正内容

(1) 技術提案における提案項目数の見直し

原則、1 テーマにつき提案を2項目求めることとしており、例外として、工事内容により必要な場合は提案項目数を最大5項目まで変更することができるとしているが、この例外規定を削除する。

また、工事内容によっては、1 テーマにつき提案を1項目とすることができるようにする。

(2) 技術提案に係る提案項目あたりの提案数の上限の見直しについて

提案項目あたりの提案数の上限は5提案としているところであるが、3提案を上限とする。

(3) 技術提案の様式の見直し

技術提案様式の「施工の確実性」を削除する。また、「効果」については「提案理由及び効果」に変更する。

(4) ヒアリングの評価基準の見直し

ヒアリングの評価基準を細分化する。

(5) ヒアリング対象外の工事について

ヒアリング対象外となる具体的な工事内容について、ガイドラインに明記する。

(6) 総合評価方式特別簡易型の試行について

総合評価方式一般競争入札の対象基準に該当する案件のうち、予定価格が比較的少額のものや工事内容が簡易なもの等、技術提案を求める必要性が乏しいと思われるものについて、総合評価方式特別簡易型を試行する。

【特別簡易型とは】

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式

(7) その他

ガイドライン内に記載の年・年度について、所要の改正を行う。

○適用

令和6年6月以降に発注するものから適用